

札幌市建設工事施工体系適正化指導要綱（平成8年2月26日 助役決裁）新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>(目的)</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(地元建設業者の活用)</p> <p>第2条 札幌市から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請業者」という。）は、<u>その工事の一部を他の建設業者に請け負わせて施工させる場合には、可能な限り地元建設業者を活用するよう配慮するものとする。</u></p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(代金支払等の適正化)</p> <p>第4条 下請契約における注文者（以下「注文者」という。）からその契約における受注者（以下「受注者」という。）に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法に規定する下請契約に関するもののほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 手形期間は、<u>90日以内で、できる限り短い期間とし、一般の金融機関による割引が困難であると認められる手形を交付しないこと。</u></p> <p>(4)～(6) (省略)</p> <p>(施工体制台帳の写しの提出等)</p> <p>第5条 下請契約を締結した元請業者は、請負代金の額を明示した請負契約書（2次以下の下請契約を含む。）等を添付した施工体制台帳を作成し、その写しを市に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の施工体制台帳に記載された下請業者（2次以下の下請業者を含む。）が、さらにその工事の一部を他の建設業者に請け負わせたときは、当該工事の内容、工期などを、元請業者に通知しなければならない。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(地元建設業者の活用)</p> <p>第2条 札幌市から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請業者」という。）は、<u>当該工事の一部を下請契約等により請け負った建設業者（以下「下請業者」という。）</u>に請け負わせて施工させる場合には、可能な限り地元建設業者を活用するよう配慮するものとする。</p> <p>第3条 (現行のとおり)</p> <p>(代金支払等の適正化)</p> <p>第4条 下請契約における注文者（以下「注文者」という。）からその契約における受注者（以下「受注者」という。）に対する請負代金の支払時期及び方法等については、建設業法に規定する下請契約に関するもののほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等についてもこれに準じた配慮をするものとする。</p> <p>(1)～(2) (現行のとおり)</p> <p>(3) 手形期間は、<u>90日以内を基本とし、段階的に短縮して将来的には60日以内とするよう努めること。また、一般の金融機関による割引が困難であると認められる手形を交付しないこと。</u></p> <p>(4)～(6) (現行のとおり)</p> <p>(施工体制台帳の写しの提出等)</p> <p>第5条 下請契約を締結した元請業者は、請負代金の額を明示した請負契約書（2次以下の下請契約を含む。）等を添付した施工体制台帳を作成し、その写しを市に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の施工体制台帳に記載された下請業者（2次以下の下請業者を含む。）が、さらにその工事の一部を他の下請業者に請け負わせたときは、当該工事の内容、工期などを、元請業者に通知しなければならない。</p>	<p>文言整理</p> <p>手形期間の短縮に係る努力義務規定に関する文言修正</p> <p>文言整理</p>

<p>3 (省略)</p> <p>第6条～第8条 (省略)</p> <p>(建設労働者の雇用条件等)</p> <p>第9条 建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図ることとし、次の各号に定める事項に留意するものとする。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>(5) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。</p> <p>(6)～(7) (省略)</p> <p>2～3 (省略)</p> <p>第10条～第15条 (省略)</p>	<p>3 (現行のとおり)</p> <p>第6条～第8条 (現行のとおり)</p> <p>(建設労働者の雇用条件等)</p> <p>第9条 建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図ることとし、次の各号に定める事項に留意するものとする。</p> <p>(1)～(4) (現行のとおり)</p> <p>(5) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険(以下「社会保険等」という。)に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、<u>下請業者が、社会保険等</u>に加入していない場合は、<u>元請業者は下請業者に対して、加入するよう指導に努めること。</u>また、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。</p> <p>(6)～(7) (現行のとおり)</p> <p>2～3 (現行のとおり)</p> <p>第10条～第15条 (現行のとおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、平成29年7月3日から施行する。</u></p>	<p>社会保険等に未加入の下請業者に対する元請業者の役割を明確にするための文言追加</p> <p>適用年月日</p>
--	---	--